

平成 27 年度

黒石市の財政状況

黒石市企画財政部財政課

目 次

はじめに・資料の作成にあたり

I	平成 27 年度の決算状況	
1.	普通会計の決算状況	1
2.	決算規模の推移	3
II	歳 入	
1.	歳入の内訳	4
2.	市税の内訳	6
3.	地方交付税の推移	8
III	歳 出	
1.	目的別歳出の内訳	9
2.	性質別歳出の内訳	11
3.	主な性質別歳出の推移	13
4.	地方債現在高の推移	16
IV	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標	
1.	健全化判断比率	17
2.	早期健全化基準と財政再生基準	22
3.	資金不足比率	23
	参考資料	25
	語句等の説明	28

はじめに

本市は平成 10 年度決算において、大規模事業の実施による投資的経費の増大やそれに伴う公債費の増、そして各特別会計への繰出金などにより赤字を計上し、以後 10 年に渡り赤字決算が続きました。

また地方公共団体の財政悪化を危惧した国は、平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を制定。平成 20 年度以降の決算では、4 つの指標のうち一つでも基準値を上回る地方公共団体は「財政健全化団体」や「財政再生団体」に該当し、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画を策定し、実施することが義務付けられるようになりました。

国全体で地方公共団体の財政健全化に向けた動きが強まりつつあった中で、本市は平成 10 年度の赤字計上以後、平成 17 年度に策定した「黒石市集中改革プラン」や平成 20 年度に策定した「黒石市行財政運営方針」に基づき、市民の皆様の協力のもと行財政改革に取り組んできました。

それらの努力により、平成 20 年度決算以後は一般会計は黒字転換。また、財政健全化法の 4 つの指標についても基準値を下回り、「財政健全化団体」、「財政再生団体」には該当になっておりません。

また公営企業会計・特別会計については、平成 20 年度決算で 3 会計が経営健全化基準を上回ったため経営健全化計画を策定して資金不足の解消を目指してきましたが、27 年度で最後に残った温泉供給事業特別会計の資金不足を解消することができました。

しかし、一般会計の赤字や、「財政健全化団体」・「財政再生団体」化については回避できてはいるとはいえ、地方債の元利償還が未だに多大であること、企業会計・特別会計に対する繰出等が必要であること、扶助費の増大など今後も苦しい財政状況が見込まれることなどから、財政健全化に向けた施策とその財源確保は今後も継続していく必要があります。

さらに黒石病院など公営企業会計の経営状態も楽観視できる状況にはなく、当面厳しい財政運営が続くことは確実です。

本市の財政状況は未だ余裕を持てる状況ではなく、市民の皆様には、引き続き歳出削減にご協力をお願いすることになりますが、より安定した市財政を確立するためにもどうかご理解いただきたいと思えます。

「平成 27 年度黒石市の財政状況」は、黒石市の財政状況を広く知っていただくため、普段財政に馴染みのない人にもイメージしやすいよう、グラフ等を用いて作成したものです。市民の皆様が財政の現状に対する認識を共有し、本市財政についての更なるご理解をいただくため、本資料がその一助となれば幸いです。

平成 29 年 3 月

黒石市企画財政部財政課

資料の作成にあたり

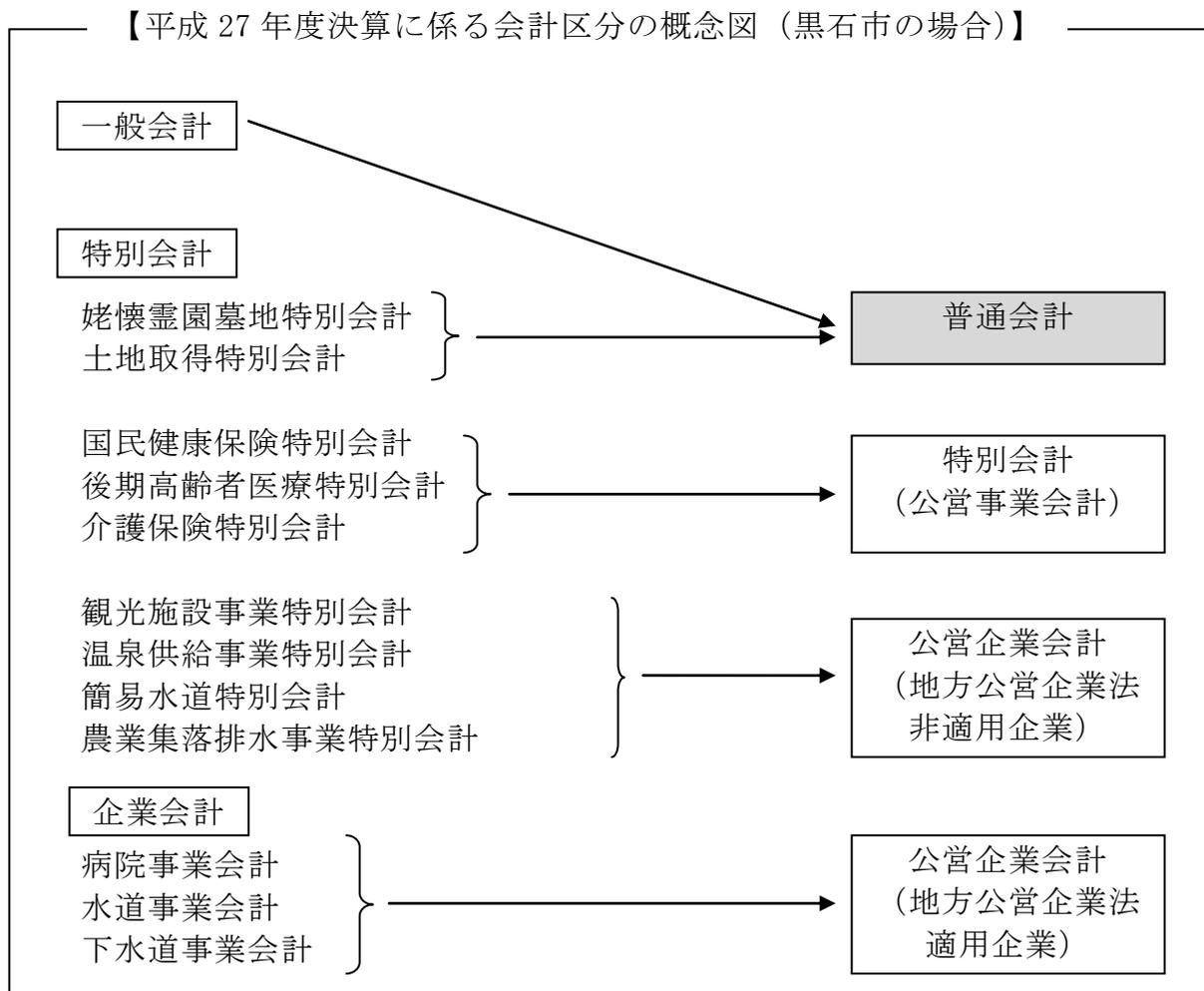
「平成 27 年度黒石市の財政状況」は、基礎資料として、「平成 27 年度地方財政状況調査（決算統計）」「平成 27 年度地方公営企業財政状況調査（地方公営企業決算統計）」「平成 27 年度黒石市一般会計決算書及び各特別会計・公営企業会計決算書」などを用いて作成しました（過去年度からの推移については、各年度の資料に基づいています）。

また、資料については普通会計をベースに作成しています。

○ 一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間で財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものをいいます。

一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要があります。また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としています。



I 平成27年度の決算状況

1. 普通会計の決算状況

平成27年度予算は、「行財政運営方針」や各会計の「経営健全化計画」に基づき財政の健全化に取り組んでいくとともに、「元気な黒石」「安心な黒石」「自立した黒石」の実現に向けて取り組みました。

平成27年度の普通会計は黒字決算（実質収支4億6,503万2千円）で基金の取り崩しも前年度ほどではなかったことから、単年度収支、実質単年度収支もプラスになっています。

平成27年度普通会計の決算額は以下のとおりです。

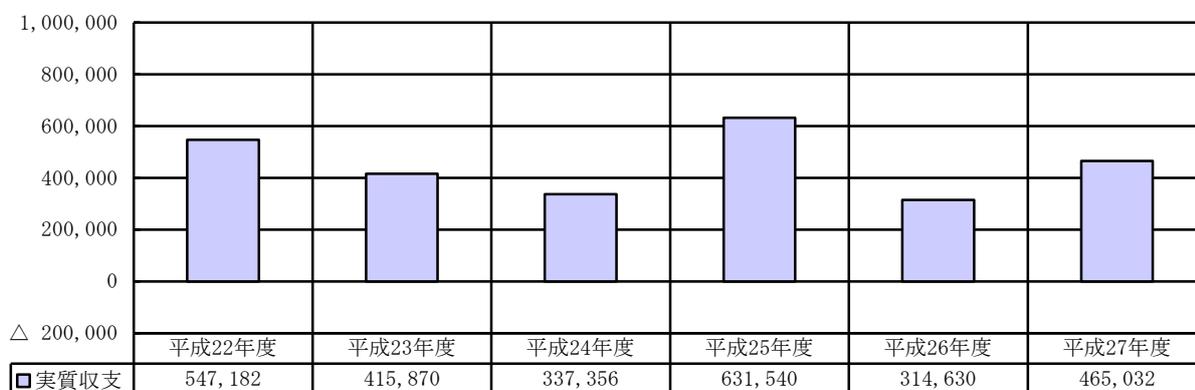
区 分	平成27年度決算額
歳 入 総 額	16,670,096 千円
歳 出 総 額	16,178,503 千円
歳入歳出差引額	491,593 千円
翌年度に繰り越すべき財源	26,561 千円
実 質 収 支	465,032 千円
単 年 度 収 支	150,402 千円
積 立 金	164,298 千円
繰上償還金	0 千円
積立金取崩額	100,000 千円
実質単年度収支	214,700 千円

- ★ 翌年度に繰り越すべき財源…予算化されたものの決算年度に実施できなかった事業を翌年度に実施するための財源です。翌年度の財源になるので、実質収支の計算では控除します。
- ★ 実質収支…歳入歳出差引額から翌年度に「繰り越すべき財源」を除いた額です。その年度でのお金の単純な増減を表します。
- ★ 単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支、つまり繰り越された金額（3億1,463万円）を差し引いた額です。純粋にその年度で増減した額を表します。
- ★ 繰上償還金…地方債の元利償還を、予定より早めて実施することです。実施しなかった場合に黒字が増えることになり、実質的な黒字要素であることから、実質単年度収支の算出では積立額とともにプラスで計上します。
- ★ 実質単年度収支…単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額です。

(1) 実質収支

平成27年度決算において、歳入歳出差引額（形式収支）は4億9,159万3千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は4億6,503万2千円の黒字でした。

【実質収支の推移】（単位：千円）

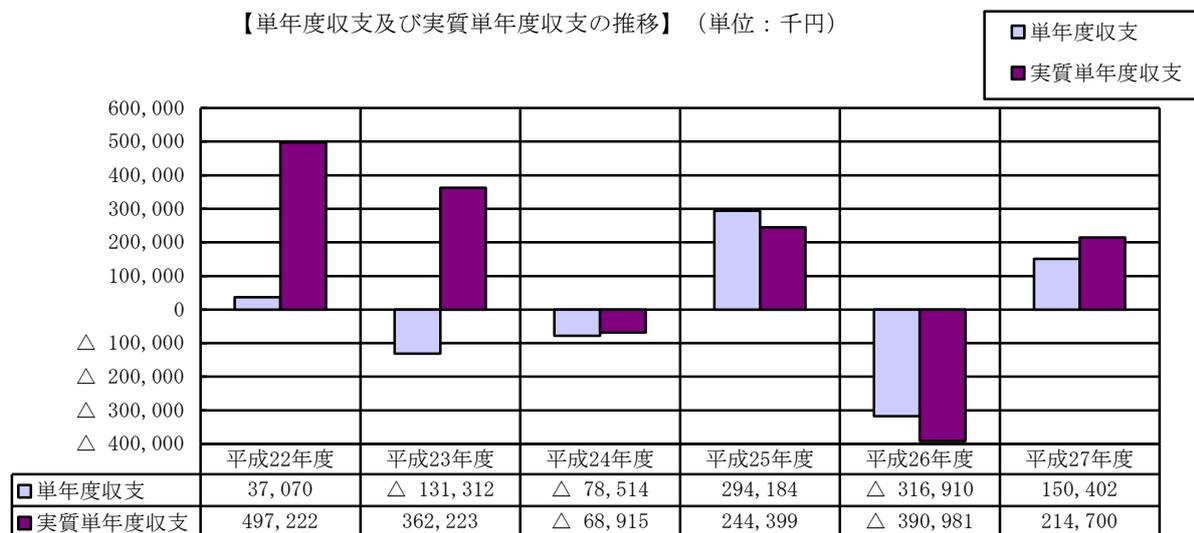


(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成27年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億5,040万2千円の黒字で、財政調整基金への積立金と繰上償還金を加えた実質単年度収支は2億1,470万円の黒字でした。

前年度と比較すると、繰越金や市の預貯金にあたる財政調整基金をあまり頼らずに財政運営をできたこととなります。

【単年度収支及び実質単年度収支の推移】（単位：千円）



2. 決算規模の推移

平成 27 年度の普通会計の決算額は、

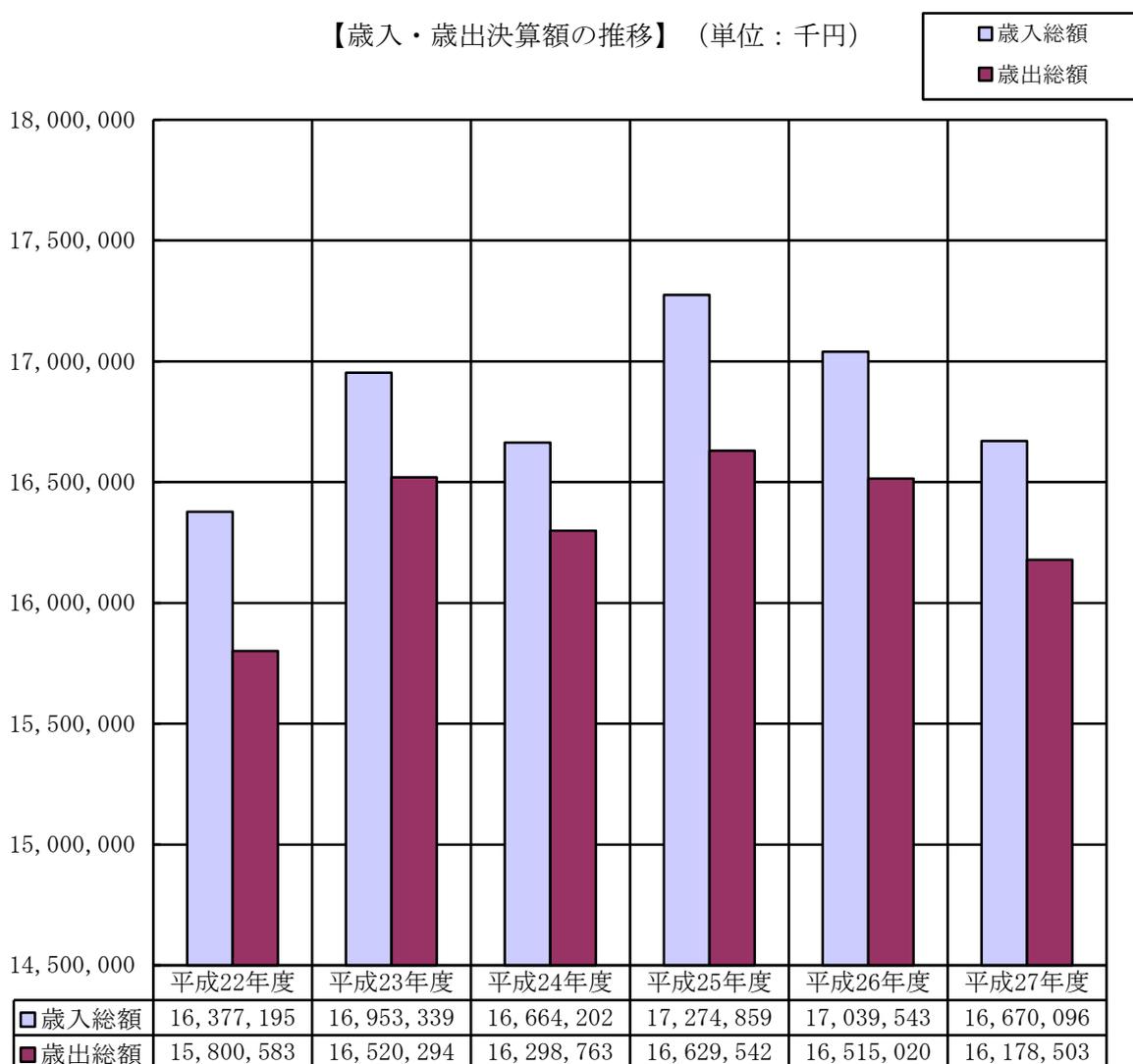
歳入 166 億 7,009 万 6 千円 (平成 26 年度 : 170 億 3,954 万 3 千円)

歳出 161 億 7,850 万 3 千円 (平成 26 年度 : 165 億 1,502 万円)

で、前年度と比べて歳入は 2.2% の減 (3 億 6,944 万 7 千円の減)、歳出は 2.0% の減 (3 億 3,651 万 7 千円の減) となり、歳入・歳出とも前年度の決算規模を下回りました。

主な理由としては、歳入では財政調整基金繰入金、前年度からの繰越金及び県支出金の減。歳出では除雪作業が少なかったことや下水道事業会計補助金、デジタル防災行政用無線施設整備事業費の減などが挙げられます。

【歳入・歳出決算額の推移】 (単位 : 千円)

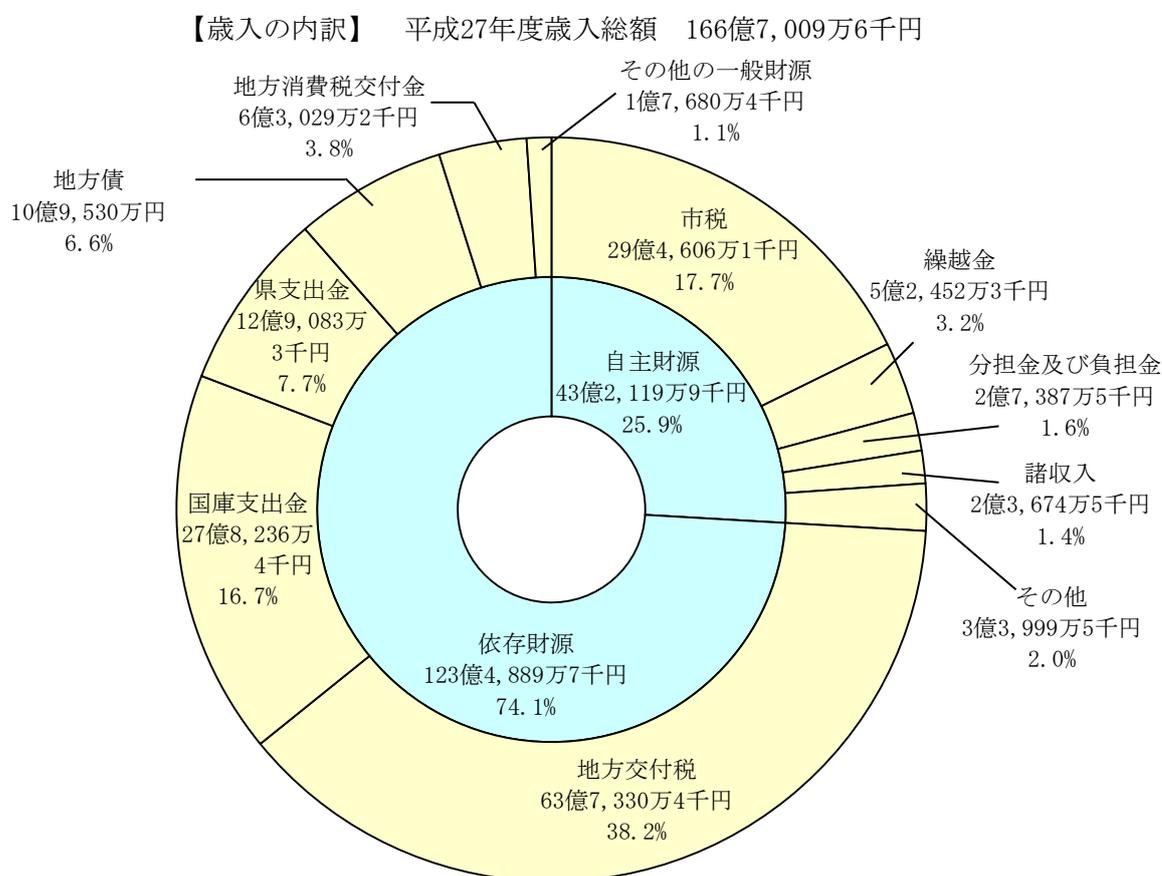


Ⅱ 歳入

1. 歳入の内訳

平成27年度決算における黒石市の歳入（収入）の内訳は以下のとおりです。国から交付される地方交付税が全体の38.2%を占め、次いで市税、国庫支出金、県支出金の順となっています。

財源の内訳で見ると、市税や繰越金、分担金及び負担金など市が自主的に収入することができる自主財源は、43億2,119万9千円と歳入全体の25.9%である一方、地方交付税や国・県支出金、市債等の依存財源は、123億4,889万7千円で74.1%となっています。このことから、本市は歳入の約4分の3を依存財源に頼っている状態であると言えます。

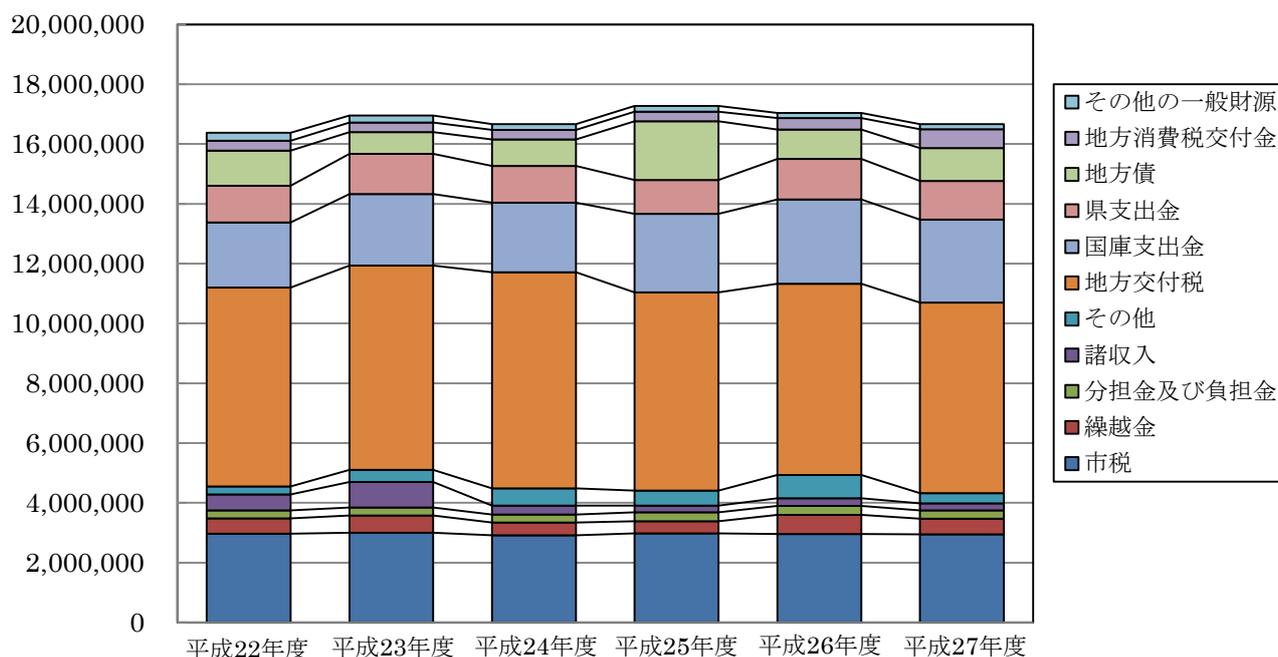


- ★ 一般財源…市税や地方交付税のように、その用途が特定されていない財源です。
- ★ 市税…市民の皆様から納めていただいた市の税金による収入です。
- ★ 繰越金…前年度の決算の剰余金を繰り越して収入としたものです。
- ★ 分担金及び負担金…市で行う事業に対して、その事業に関わる人・団体に支払ってもらったお金です。
- ★ 諸収入…貸付金元利収入や延滞金などほかの科目に該当しない収入です。
- ★ その他…繰入金、手数料、使用料、財産収入、寄附金

- ★ 地方交付税…国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額で、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。
- ★ 国庫支出金・県支出金…国や県が用途を特定して地方公共団体に交付する資金です。
- ★ 地方債…いわゆる借入金で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。
- ★ 地方消費税交付金…消費税のうち地方分として地方公共団体に交付されるものです。
- ★ その他の一般財源…地方譲与税、自動車取得税交付金、地方特例交付金など。

【歳入の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	2,967,824	3,000,647	2,912,289	2,983,323	2,954,234	2,946,061
繰越金	518,743	576,612	433,045	407,616	645,317	524,523
分担金及び負担金	263,446	266,293	267,681	291,087	302,458	273,875
諸収入	537,193	852,671	300,615	223,559	247,150	236,745
その他	261,540	404,436	570,315	507,640	785,928	339,995
地方交付税	6,652,340	6,836,553	7,228,164	6,626,538	6,392,863	6,373,304
国庫支出金	2,178,969	2,388,098	2,327,482	2,622,916	2,817,398	2,782,364
県支出金	1,223,540	1,344,201	1,225,690	1,136,485	1,362,007	1,290,833
地方債	1,174,800	729,400	889,800	1,965,700	973,900	1,095,300
地方消費税交付金	334,556	325,213	320,862	318,126	391,050	630,292
その他の一般財源	264,244	229,215	188,259	191,869	167,238	176,804
歳入合計	16,377,195	16,953,339	16,664,202	17,274,859	17,039,543	16,670,096

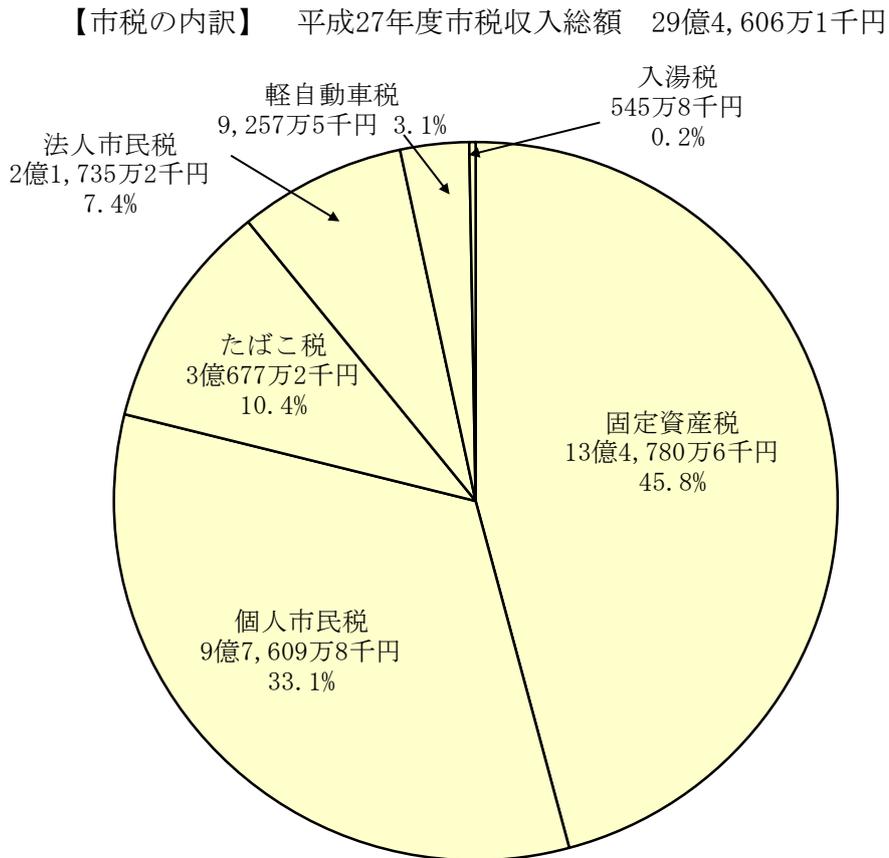
2. 市税の内訳

黒石市の歳入のうち自主財源の中心である市税の内訳は以下のとおりです。

固定資産税が市税収入全体の約半分を占め、個人・法人市民税を合わせるとこの二つの税収で全体の9割近くを占めています。

市税収入総額は29億4,606万1千円で、前年度より817万3千円、0.3%の減となりました。

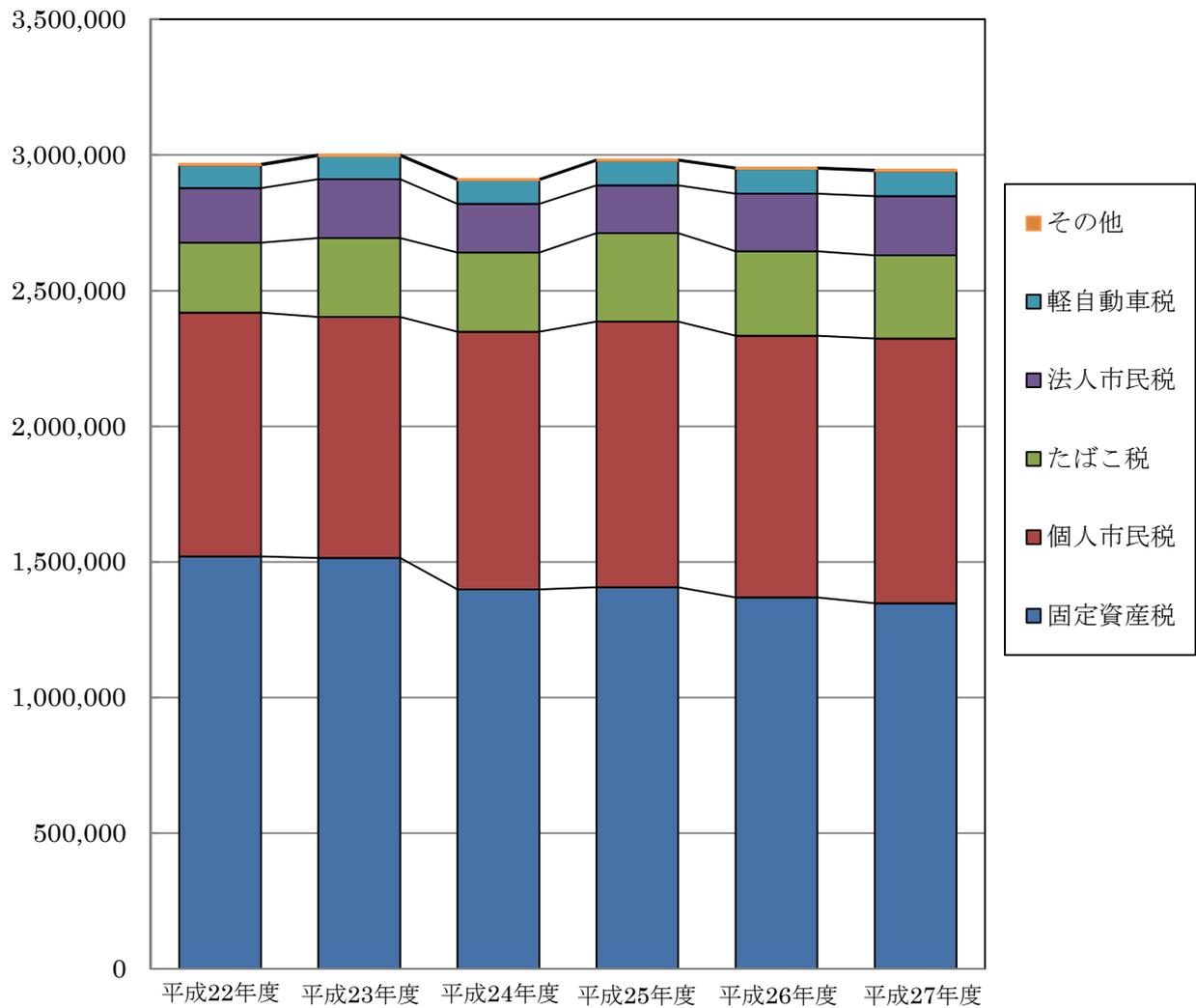
税目ごとに比較すると、個人市民税は1.2%、法人市民税は2.1%、軽自動車税は1.3%、入湯税は5.5%増加し、固定資産税及びたばこ税は1.5%減少しています。



- ★ 固定資産税…土地・家屋及び償却資産（事業用の機械・器具・備品など）に対してかかる税金です。
- ★ 個人市民税…個人の前年の所得に対してかかる税金です。
- ★ 市たばこ税…市内で売られるたばこに対してかかる税金です。
- ★ 法人市民税…法人（会社など）に対し、その所得に基づいてかかる税金です。
- ★ 軽自動車税…軽自動車に対してかかる税金です（軽自動車以外の自動車については、都道府県で徴収しています）。
- ★ 入湯税…温泉の入湯客に課される税金です。

【市税収入の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
固定資産税	1,520,040	1,514,702	1,399,236	1,407,064	1,368,697	1,347,806
個人市民税	899,163	888,732	948,946	978,545	964,661	976,098
たばこ税	257,846	290,890	291,932	326,336	311,513	306,772
法人市民税	200,772	216,152	179,336	176,645	212,822	217,352
軽自動車税	83,894	85,389	87,750	89,808	91,367	92,575
その他	6,109	5,412	5,089	4,925	5,174	5,458
市税収入合計	2,967,824	3,001,277	2,912,289	2,983,323	2,954,234	2,946,061

3. 地方交付税の推移

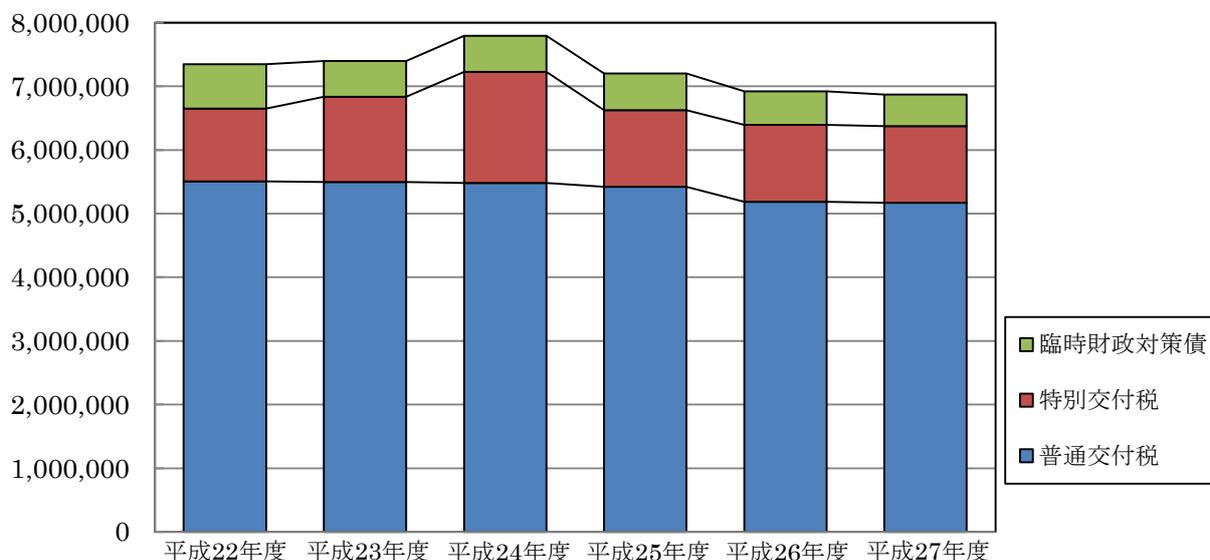
歳入の中心となっている地方交付税の平成 27 年度決算額は、普通交付税・特別交付税を合わせて 63 億 7,330 万 4 千円で、前年度と比べて 1,955 万 9 千円・0.3%減少しました。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付額は 68 億 6,980 万 4 千円で、前年度に比べ 4,985 万 9 千円・0.7%減少しました。

普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債それぞれで見ても前年度からほぼ横這いではありますが、緩やかとはいえ減少傾向が続いています。

【地方交付税の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通交付税	5,504,720	5,496,647	5,483,092	5,421,745	5,184,400	5,169,975
特別交付税	1,147,620	1,339,906	1,745,072	1,204,793	1,208,463	1,203,329
臨時財政対策債	693,300	562,200	567,800	575,000	526,800	496,500
普通交付税＋特別交付税計	6,652,340	6,836,553	7,228,164	6,626,538	6,392,863	6,373,304
地方交付税＋臨時財政対策債計	7,345,640	7,398,753	7,795,964	7,201,538	6,919,663	6,869,804

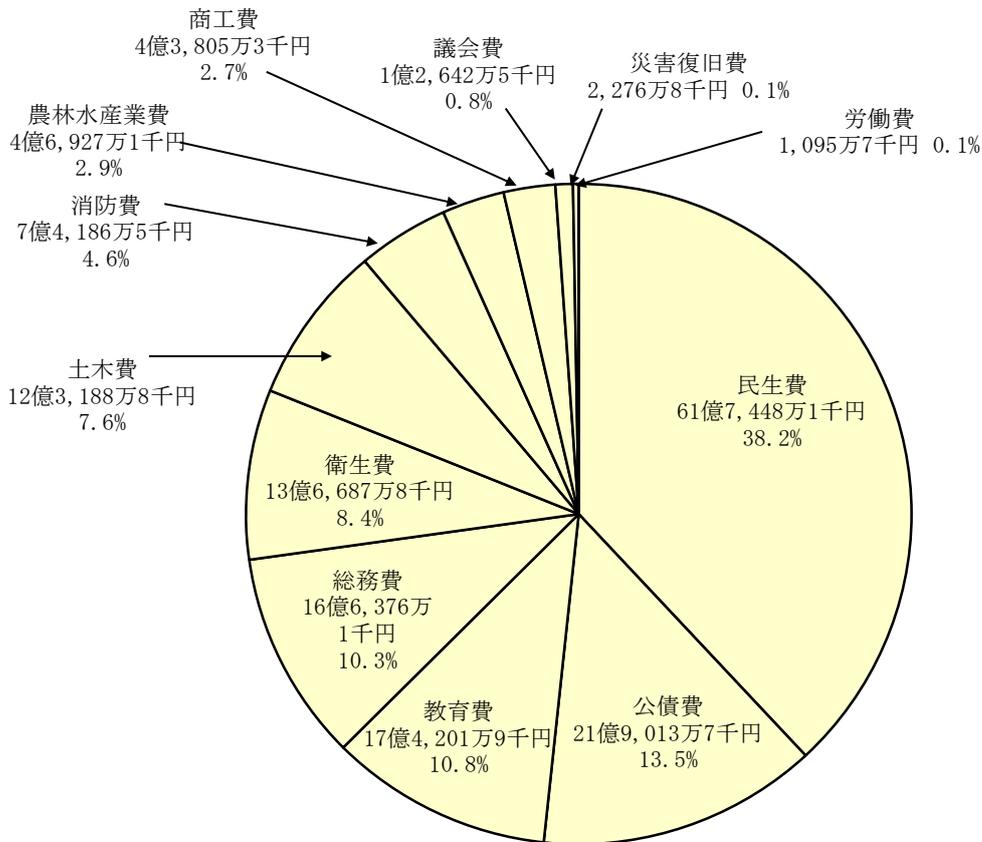
- ★ 特別交付税…地方交付税の一部で、普通交付税ではとらえることができなかった特別の財政需要（災害や豪雪など）があった場合などに交付されます。23・24年度が多額であったのは震災復興特別交付税（黒石地区清掃施設組合の事業分として）の交付があったためです。
- ★ 臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するための地方債です。普通交付税の算定の際に算出する地方公共団体の需要額（基準財政需要額）と収入額（基準財政収入額）の差額のうち、交付税の財源不足分について発行されます。臨時財政対策債は、その元利償還金が後年度の地方交付税の基準財政需要額として算入されます（つまり将来的には普通交付税として交付されます）。

Ⅲ 歳 出

1. 目的別歳出の内訳

平成 27 年度決算における黒石市の歳出を目的別に分類した内訳は以下のとおりです。昨年度に引き続き民生費が最も大きな割合を占め、次いで公債費、教育費、総務費と続きます。過去の数年の推移を見ると、民生費は毎年度増加していることが分かります。

【目的別歳出の内訳】 平成27年度歳出総額 161億7,850万3千円

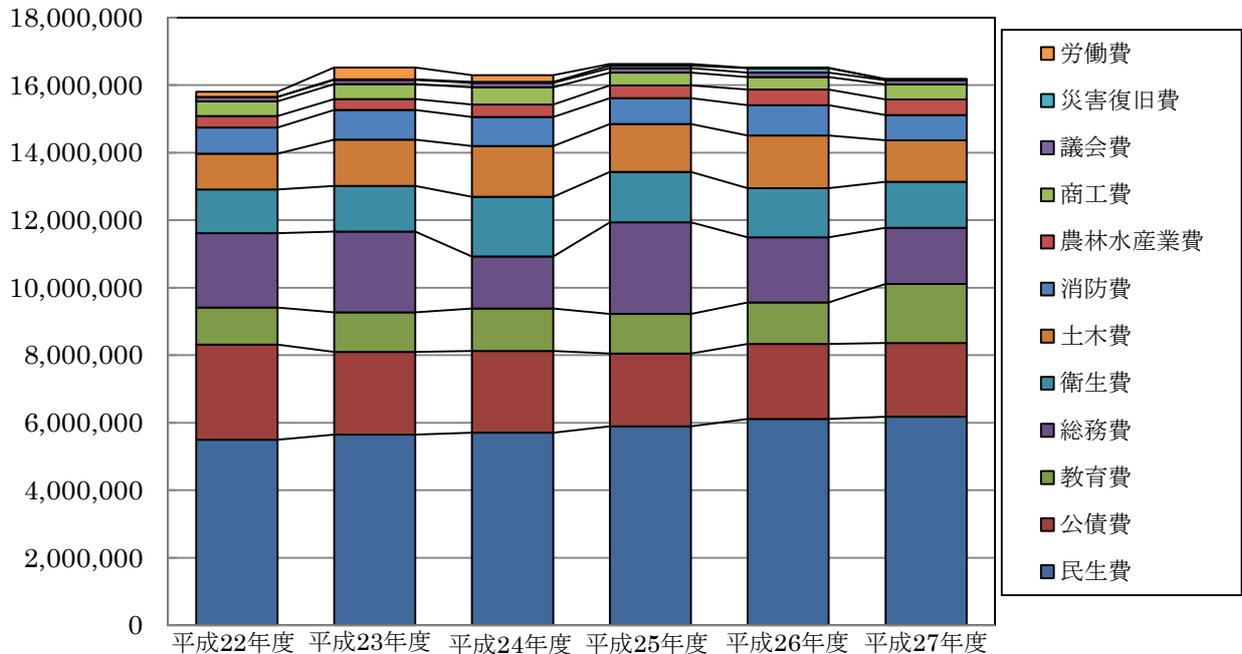


- ★ 議会費…市議会議員の報酬や旅費、そのほか議会事務局の運営に係る経費です。
- ★ 総務費…庁舎や財産の維持管理、戸籍の管理、税金の徴収などの経費です。
- ★ 民生費…児童、高齢者、障害者等のための施設整備や運営、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の業務や生活保護などにかかる経費です。
- ★ 衛生費…健康増進、病気の予防、環境保全、ごみ処理、火葬場の運営などにかかる経費です。
- ★ 労働費…勤労者支援や雇用確保などにかかる経費です。
- ★ 農林水産業費…農林水産業の振興を図るための支援や基盤整備などにかかる経費です。
- ★ 商工費…商業や工業、観光の振興などにかかる経費です。
- ★ 教育費…小・中学校の建設や学校教育、社会教育などにかかる経費です。

- ★ 災害復旧費…災害で壊れた箇所の復旧工事や、被害を受けた農地などの復旧のための補助金などの経費です。
- ★ 公債費…借入金の元金・利子などを支払うための経費です。

【目的別歳出の推移】

(単位：千円)



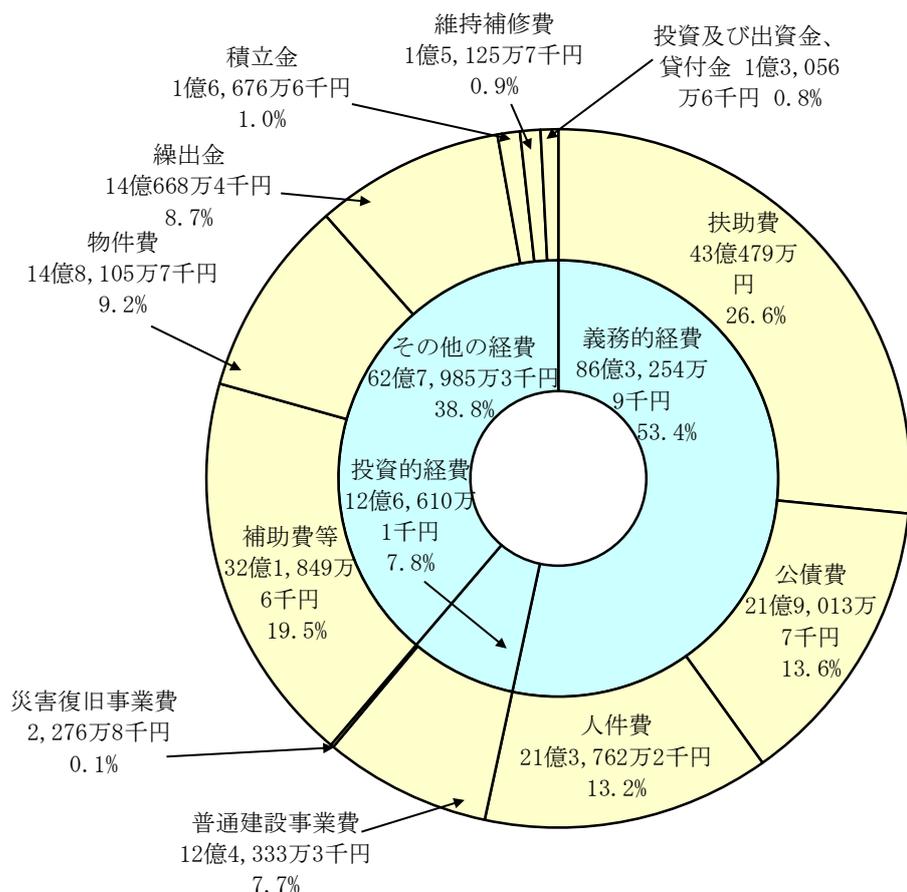
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
民生費	5,499,445	5,646,280	5,702,626	5,892,401	6,105,505	6,174,481
公債費	2,817,202	2,451,000	2,420,271	2,158,509	2,230,199	2,190,137
教育費	1,095,788	1,166,864	1,256,961	1,166,607	1,225,903	1,742,019
総務費	2,200,419	2,401,257	1,547,413	2,720,123	1,924,412	1,663,761
衛生費	1,299,592	1,344,310	1,767,117	1,494,961	1,456,371	1,366,878
土木費	1,055,820	1,373,270	1,500,500	1,415,935	1,560,586	1,231,888
消防費	772,633	877,618	863,174	768,773	905,055	741,865
農林水産業費	345,203	324,226	366,529	371,879	459,608	469,271
商工費	428,468	442,155	512,540	384,717	373,800	438,053
議会費	134,560	129,637	127,414	128,265	127,768	126,425
災害復旧費	1,079	10,466	34,906	72,729	132,374	22,768
労働費	150,374	353,211	199,312	54,643	13,439	10,957
目的別歳出 合計	15,800,583	16,520,294	16,298,763	16,629,542	16,515,020	16,178,503

2. 性質別歳出の内訳

性質別の歳出は、支払いが義務づけられ任意に削減することが難しい人件費、扶助費、公債費などの「義務的経費」、普通建設事業費等に充てられる「投資的経費」、他会計への繰出金や物件費などの「その他の経費」に分けることができます。

平成27年度決算における性質別歳出の内訳は次のとおりです。「義務的経費」は合わせて86億3,254万9千円で歳出全体の53.4%を占め、前年度の51.7%より割合が増加しています。そのほか、「その他の経費」が38.8%、「投資的経費」が7.8%でした。

【性質別歳出の内訳】平成27年度歳出総額 161億7,850万3千円



☆ 義務的経費…義務的で任意に削減できない経費で、歳入によらず支出する必要があります。

★ 扶助費…生活保護費や児童・高齢者や障害者等に対する様々な福祉サービスに要する経費です。

★ 公債費…市債など市の借り入れの元金・利子の支払いに充てる経費です。

★ 人件費…一般職、特別職の給与や議員報酬等の支払にかかる経費(臨時職員は除く)です。

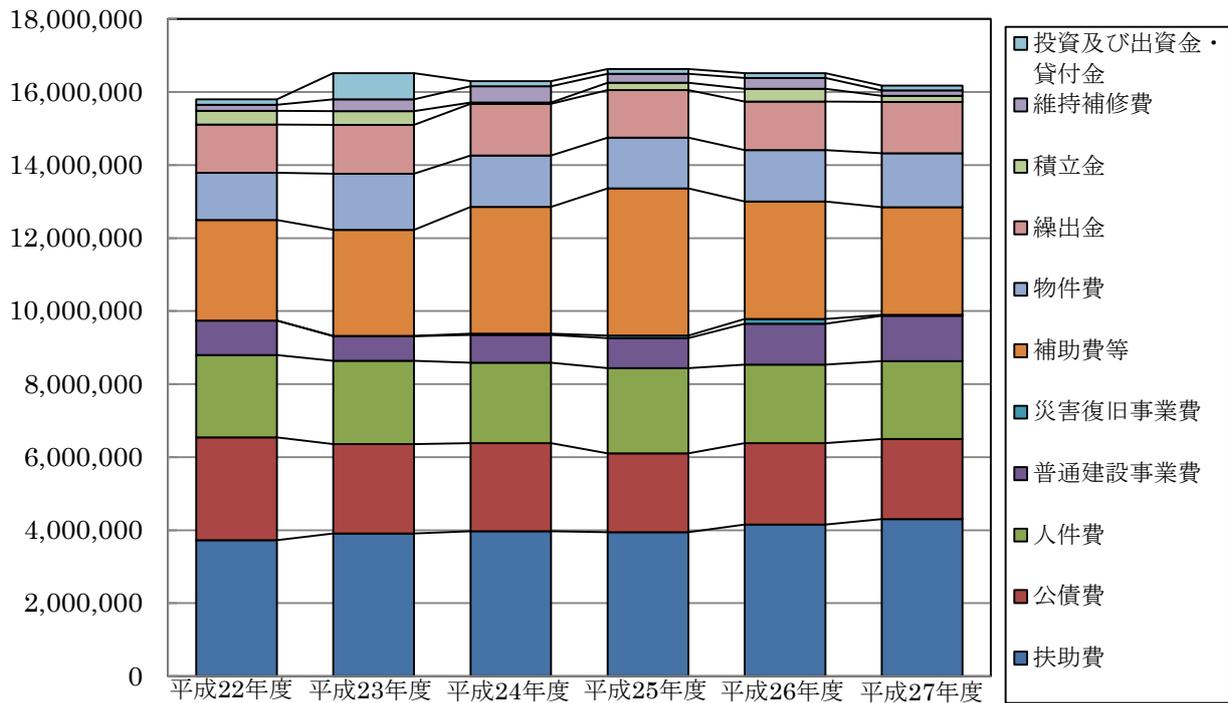
☆ 投資的経費…資本の形成に使われる経費です。

★ 普通建設事業費…道路、橋梁、公園、学校等の社会資本の整備に要する経費です。国の補助金を使って実施する補助事業と、地方自治体単独で行う単独事業があります。

- ★ 災害復旧事業費…災害の被害を受けた施設の復旧に用いる経費です。
- ☆ そのほかの経費（一部抜粋）
 - ★ 補助費等…報償費（報償金や賞賜金）、役務費（保険料）、各種負担金・補助金、寄附金等
 - ★ 物件費…臨時職員等の賃金、旅費、需用費（消耗品や燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費や手数料等）、備品購入費等に要する経費です。
 - ★ 繰出金…主に普通会計から他の会計への繰出金です。
 - ★ 維持補修費…道路や施設の維持補修にかかる費用（除雪経費等）です。

【性質別歳出の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
扶助費	3,722,481	3,908,911	3,968,274	3,947,819	4,151,013	4,304,790
公債費	2,817,202	2,451,000	2,420,271	2,158,509	2,230,199	2,190,137
人件費	2,253,738	2,276,958	2,200,722	2,334,893	2,153,463	2,137,622
普通建設事業費	947,326	673,555	757,493	818,359	1,115,421	1,243,333
災害復旧事業費	1,079	10,466	34,906	72,729	132,374	22,768
補助費等	2,751,588	2,904,633	3,472,867	4,032,212	3,218,496	2,943,523
物件費	1,293,175	1,536,925	1,407,559	1,384,706	1,404,900	1,481,057
繰出金	1,319,782	1,334,446	1,414,712	1,305,155	1,334,109	1,406,684
積立金	378,153	379,336	38,172	201,444	353,195	166,766
維持補修費	171,462	325,490	440,270	242,587	291,195	151,257
投資及び出資金・貸付金	144,597	718,574	143,517	131,129	130,655	130,566
性質別歳出 合計	15,800,583	16,520,294	16,298,763	16,629,542	16,515,020	16,178,503

3. 主な性質別歳出の推移

(1) 人件費

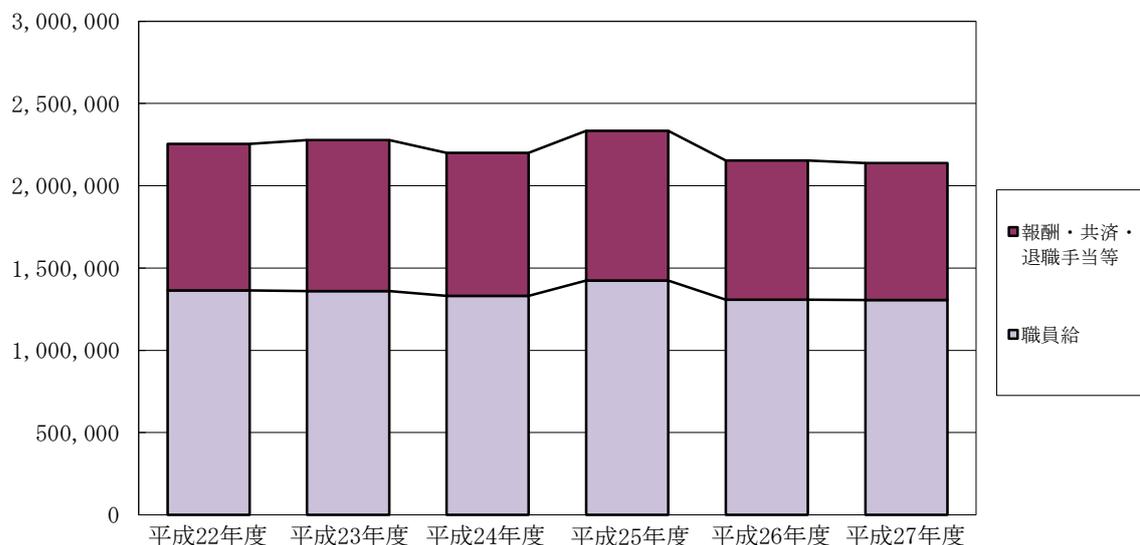
人件費については、平成 17 年 4 月 1 日から職員の給料月額の減額措置を行っており、平成 27 年度は役職等に応じて 2～9% をカットしています。

職員給は前年度比で 290 万 5 千円 (0.2%) の減額、人件費全体では 1,584 万 1 千円 (0.7%) の減になりました。

※普通会計の職員数を掲載しています。特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道）及び公営企業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）の職員は除いています。

【人件費の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
職員給	1,363,544	1,359,579	1,331,100	1,424,319	1,308,243	1,305,338
報酬・共済・退職手当等	890,194	917,379	869,622	910,574	845,220	832,284
人件費計	2,253,738	2,276,958	2,200,722	2,334,893	2,153,463	2,137,622
職員数 (人)	256	255	250	251	253	255
ラスパイレス指数	85.0	85.6	93.7	94.7	87.9	87.9

★ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を示すもので、国家公務員の給与水準を 100 とします。

平成 24・25 年度のラスパイレス指数が増大しているのは、比較対象である国家公務員の給与が減額されていることが主な理由です。

(2) 普通建設事業費

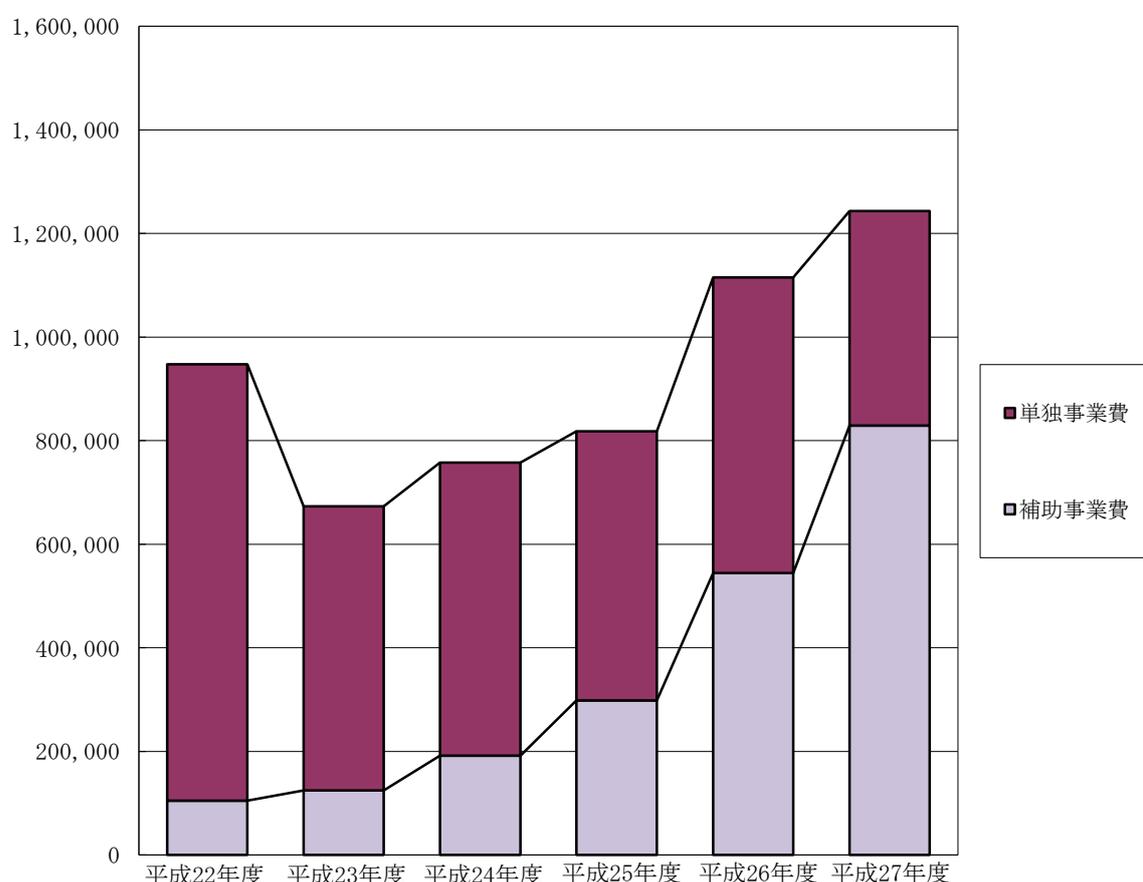
平成27年度の普通建設事業費の決算額は、補助・単独合わせて12億4,333万3千円で、平成26年度に比べ1億2,791万2千円・11.5%増加しました。

27年度の普通建設事業の主なものとしては、

- ・黒石中学校屋内運動場改築工事…3億4,412万円
 - ・伝統的建造物群保存事業…2億2,615万8千円
 - ・3・4・7黒石環状線街路事業…9,519万円
 - ・避難施設再生可能エネルギー導入事業…6,854万1千円
 - ・デジタル防災行政用無線施設整備事業…3,098万5千円
- などがあります。

【普通建設事業費の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
補助事業費	105,168	124,461	191,976	298,253	544,434	829,473
単独事業費	842,158	549,094	565,517	520,106	570,987	413,860
普通建設事業費合計	947,326	673,555	757,493	818,359	1,115,421	1,243,333

(3) 扶助費

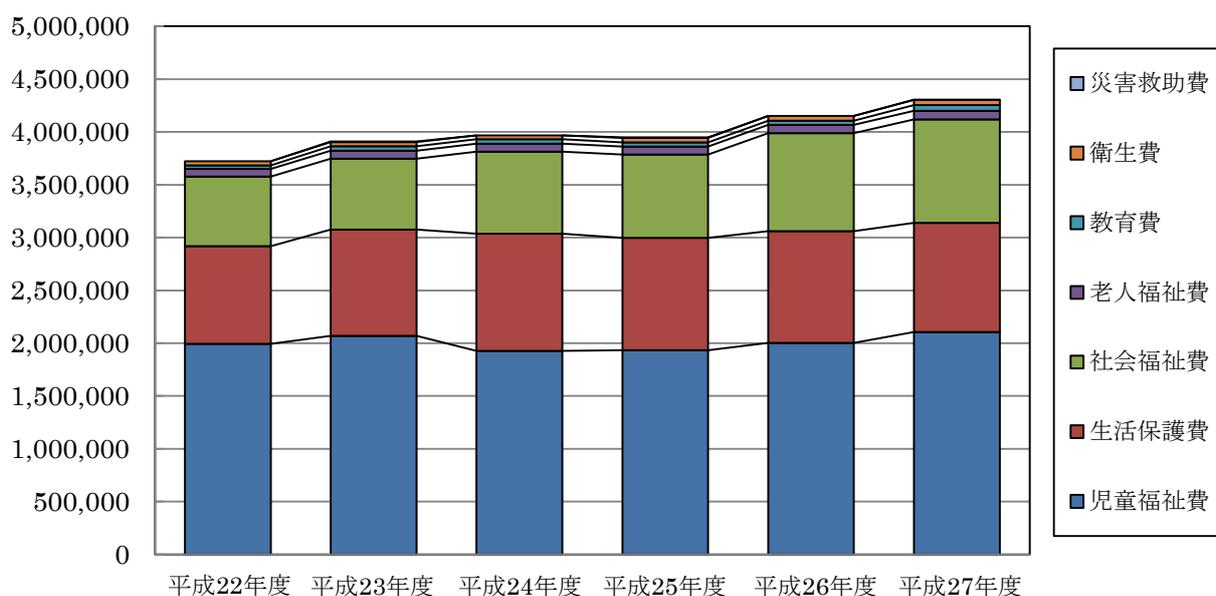
平成27年度の扶助費の決算額は43億479万円で、平成26年度に比べ1億5,377万7千円、3.7%の増でした。最も多くを占めるのが児童福祉費の21億657万5千円で、保育所運営費13億4,134万3千円、児童手当費4億9,045万5千円などが主な内訳です。

平成27年度の扶助費は歳出全体の26.6%を占めています。

扶助費の増加傾向は続いていて、さらに厳しい財政状況にあっても一定の予算を確保しなければならない性質から、歳出全体に占める割合は相対的に高くなる傾向にあります。

【扶助費の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童福祉費	1,993,729	2,069,221	1,928,841	1,931,981	2,002,564	2,106,575
生活保護費	923,582	1,005,677	1,106,304	1,064,866	1,056,758	1,031,330
社会福祉費	660,822	671,448	779,114	789,879	928,183	980,382
老人福祉費	71,263	76,919	75,702	75,988	78,490	80,291
教育費	33,259	41,134	39,715	38,201	39,301	57,032
衛生費	39,826	39,512	38,598	41,904	45,717	47,930
災害救助費	0	5,000	0	5,000	0	1,250
扶助費合計	3,722,481	3,908,911	3,968,274	3,947,819	4,151,013	4,304,790

- ★ 児童福祉費…保育所運営費や児童手当、ひとり親家庭等医療費などがあります。
- ★ 生活保護費…生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助などがあります。
- ★ 社会福祉費…身体障害者や知的障害者、精神障害者等への医療給付や生活支援費、障害者自立支援法に基づく事業費などがあります。
- ★ 老人福祉費…主に老人保護の措置費です。
- ★ 教育費…就学援助補助金や医療費、給食費扶助などがあります。
- ★ 衛生費…主に乳幼児の医療費です。

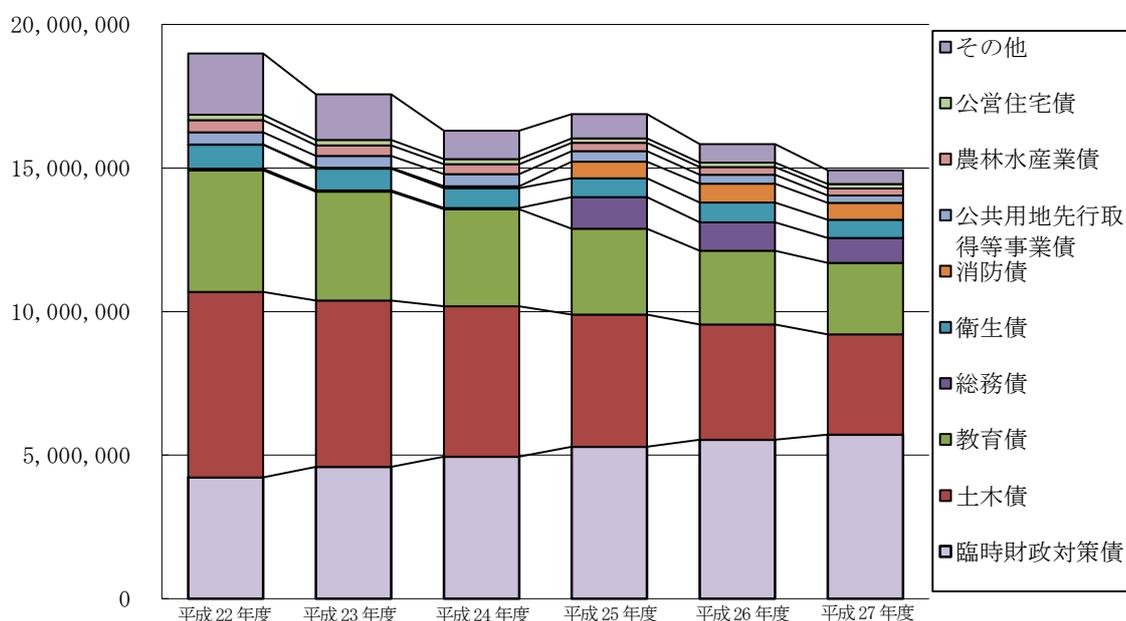
4. 地方債現在高の推移

平成27年度末の地方債現在高は平成26年度末に比べ9億1,804万7千円減少し、149億2,050万3千円になりました。市では地方債現在高の削減に努めており、平成25年度を除き減少傾向にあります。

地方債の内訳を見ると、平成21年度以後毎年度約5億円借り入れしている臨時財政対策債が最多です。そのほか道路等の事業で発行額の多い土木債、学校建設やスポカルイン黒石などの起債が残っている教育債、25年度に第三セクター等改革推進債を借り入れたため急激に増えた総務債などがあります。

【地方債現在高の推移】

(単位：千円)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度末地方債現在高	18,989,371	17,569,238	16,297,795	16,884,446	15,838,550	14,920,503
臨時財政対策債	4,222,978	4,595,724	4,953,258	5,289,718	5,537,411	5,721,202
土木債	6,468,332	5,795,095	5,229,055	4,610,107	4,010,097	3,488,100
教育債	4,234,397	3,785,056	3,383,105	2,985,181	2,571,509	2,485,264
総務債	56,410	47,477	41,544	1,101,310	988,277	875,244
衛生債	831,080	756,316	698,166	659,951	696,451	633,489
消防債	14,771	29,574	65,195	576,102	649,224	581,219
公共用地先行取得等事業債	416,000	416,000	416,000	364,000	312,000	260,000
農林水産業債	419,335	367,447	351,431	292,335	267,440	247,026
公営住宅債	197,651	188,269	175,541	156,210	158,169	151,951
その他	2,128,417	1,588,280	984,500	849,532	647,972	477,008
元金償還金	2,490,043	2,149,533	2,161,243	1,921,189	2,019,796	2,013,347
地方債発行額	1,174,800	729,400	889,800	1,965,700	973,900	1,095,300

IV 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標

1. 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）は平成 19 年 6 月に公布され、平成 20 年 4 月の一部施行を経て、平成 21 年 4 月から施行されました。財政健全化法では、地方公共団体の決算に基づき財政の健全化を示す 4 つの指標（健全化判断比率：①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を公表することが義務づけられています。

平成 27 年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率については、次のとおりです。

【標準財政規模について】

財政健全化法による健全化判断比率の算定には、「標準財政規模」が用いられます。標準財政規模とは、地方公共団体が「標準的な行政サービス」を行うために必要であろう財政規模を示す理論上の指標で、団体の規模（人口や面積、税収）や産業構造によって増減します。

具体的には、以下の計算式で算出します。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} (\text{標準税収入額} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金} + \text{特別交付金}) + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

平成 27 年度の黒石市の標準財政規模は、

$$\begin{aligned} & \text{標準税収入額等} : 34 \text{ 億 } 1,983 \text{ 万円} + \text{普通交付税} : 51 \text{ 億 } 6,997 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \\ & + \text{臨時財政対策債発行可能額} : 4 \text{ 億 } 9,652 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} = \underline{90 \text{ 億 } 8,633 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}} \text{ でした。} \end{aligned}$$

①実質赤字比率

	平成 26 年度決算に 基づく比率	平成 27 年度決算に 基づく比率
実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	13.51%	13.50%
財政再生基準	20.00%	20.00%

※実質赤字比率の早期健全化基準については、標準財政規模に応じて 11.25～15.00%の範囲となっています。そのため、実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

一般会計等（黒石市は一般会計・姥懐霊園墓地特別会計・土地取得特別会計をあわせたもの）の赤字額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「実質赤字比率」です。

平成 27 年度決算の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支の結果が黒字となったため、実質赤字比率は算出されません。

	一般会計等（普通会計）の実質赤字額
実質赤字比率	= $\frac{\quad}{\quad}$
	標準財政規模

②連結実質赤字比率

	平成 26 年度決算に 基づく比率	平成 27 年度決算に 基づく比率
連結実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	18.51%	18.50%
財政再生基準	30.00%	30.00%

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に 5%を加えた値です。そのため連結実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

地方公共団体の持つ全ての会計の赤字と黒字を合算（連結）した額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「連結実質赤字比率」です。

一般会計等が黒字の団体でも、公営企業会計や特別会計に赤字がある場合、その赤字の規模によっては団体全体では赤字になる場合があります。その数字が反映されるという意味で、実質赤字比率よりも、現実的な指標であると言えます。

黒石市は一般会計等のほか、7つの公営企業会計と3つの特別会計がありますが、平成 27 年度決算において黒石市の連結実質赤字額はありませんでした。

赤字額は、病院事業会計が 1 億 1,698 万 2 千円でした（26 ページ：黒石市各会計の実質収支の推移に全会計分を掲載）。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：下記 1 と 2 の合計額が 3 と 4 の合計額を超える場合の当該超える額

1. 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
2. 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額（24 ページで詳説）を生じた会計の資金の不足額の合計額
3. 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
4. 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

※実質赤字比率と同様に、連結実質収支が黒字の場合は、連結実質赤字比率は算出されません。

③実質公債費比率

	平成 26 年度決算に 基づく比率	平成 27 年度決算に 基づく比率
実質公債費比率	22.4%	22.4%
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

地方公共団体が行政サービスに使うべき財源（標準財政規模）の内、どれだけの額を公債費に充てているのかを表す比率です。

実質公債費比率は一般会計等が直接支払う地方債の元利償還金と準元利償還金の合計を、標準財政規模と比較した数字です。計算する際は、地方公共団体が負担しなくてもよい部分（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を分母・分子からそれぞれ控除します（分子からは特定財源も控除）。

また各年度の特殊事情などを平準化するため、3カ年の平均値を用います。地方債の発行に際して、実質公債費比率が18%以上の団体は国の許可が必要になることから、この数値が18%を下回っていることが、健全な財政の一つの目安となります。

平成 27 年度決算における実質公債費比率は、22.4%で早期健全化基準（25.0%）を 2.6 ポイント下回っています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※「準元利償還金」とは、以下のことをいいます。

1. 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
2. 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
3. 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
4. 債務負担行為（契約等により将来支払うことを約束しているもの）に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
5. 一時借入金の利子

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の後年度の元利償還金について、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたもの（いわゆる交付税措置されたもの）のことをいいます。

④将来負担比率

	平成 26 年度決算に 基づく比率	平成 27 年度決算に 基づく比率
将来負担比率	170.7%	148.3%
早期健全化基準	350.0%	350.0%

地方公共団体の実質的な赤字や一般会計等の地方債現在高、債務負担行為により後年度に支払うべき支出額、公営企業等の他会計の地方債現在高のうち一般会計等で負担すべき部分、一部事務組合等の地方債現在高のうちその団体が負担すべき部分、土地開発公社の負債や損失補償をしている第三セクターの負債のうちその団体が負担すべきもの等、その地方公共団体が現時点で想定される将来支払うことになる可能性のある負担額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「将来負担比率」です。

平成 27 年度決算における将来負担比率は、148.3%でした。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額とは、以下の 8 項目の合計をいいます。

1. 一般会計等の決算年度末における地方債現在高
2. 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）
3. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
4. 当該地方公共団体が加入する、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該地方公共団体からの負担等見込額
5. 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
6. 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
7. 連結実質赤字額
8. 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額とは、上記の 1～6 までの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金のことをいいます。

2. 早期健全化基準と財政再生基準

財政健全化法による4つの指標のうち、1つでも「早期健全化基準」以上となると、「財政健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政の健全化を進めていかなければなりません。

財政健全化計画は、実質赤字比率が早期健全化基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消する）すること、それ以外の指標が早期健全化基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の3つの指標のうち、1つでも「財政再生基準」以上となると、「財政再生団体」となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定しなければなりません。「財政再生団体」は、「財政健全化団体」とは異なり、国や都道府県の強力な関与・勧告・指導の下で確実に財政再生を進めていくことになります。策定した財政再生計画に総務大臣の同意があった場合は、収支不足額を振り替える、償還期間を財政再生計画期間内とした地方債（再生振替特例債）の発行が可能になります。なお、総務大臣の同意がない場合は、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限されます。

財政再生計画は、実質赤字比率が財政再生基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消する）すること、それ以外の指標が財政再生基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。財政健全化計画と比べると、より具体的な数値目標の設定や財政再生に係る施策を明記することが求められています。

平成27年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率は、平成26年度同様4つの指標すべてで早期健全化基準をクリアし、財政健全化法に基づく「財政健全化団体」の対象になりました。

ただし、現時点ではあくまで「早期健全化基準を下回っている」状況にすぎません。財政健全化法上の資金不足が解消された会計についてもまだ支援を続けていくため多額の歳出が必要となります。

また、実質公債費比率については早期健全化基準を2.6ポイント下回りますが、今後は18%未満を目指し努力しなければなりません。18%を下回ることによって、地方債発行のための県知事の許可が必要なくなり、協議することで発行が可能になります。

公債費負担の適正化のためには市債発行を抑制しつつ、既往債の繰上償還を継続することが必要です。多額の財源を要することから、不要不急な歳出を抑制し、歳入の確保を念頭に置いた、適正な財政運営を続けていくことになります。

3. 資金不足比率

地方公営企業の経営状況について、資金不足額を事業の規模（料金収入の規模等）と比較した割合を示したものが、「資金不足比率」です。資金不足比率の割合が高いほど、公営企業が抱える資金不足額を料金収入で解消することが難しい、すなわち経営状況が悪化しているといえます。なお、資金不足比率は地方公営企業ごとに算出され、算出方法は以下のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額とは、以下のことをいいます。

資金の不足額（法適用企業）

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

資金の不足額（法非適用企業）

$$= (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合（下水道事業や地下鉄事業などその事業を開始するために大規模な設備投資を行った場合等）において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいいます。

※事業の規模とは、以下のことをいいます。

$$\text{事業の規模（法適用企業）} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{事業の規模（法非適用企業）} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

なお、各地方公営企業の資金不足比率が「経営健全化基準：20%」以上になると、「経営健全化団体」となり、各公営企業は個別外部監査、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化を進めていくこととなります。

経営健全化計画はおおむね5年程度の期間で、資金不足比率を経営健全化基準未満にすることが求められます。

平成27年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりです。

【平成 27 年度決算の黒石市各公営企業会計の資金不足比率】

(単位：千円、%)

公営企業会計名	資金の不足額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	—	718, 294	—
病院事業会計	116, 982	4, 023, 545	2. 9
下水道事業会計	—	322, 608	—
簡易水道特別会計	—	26, 358	—
農業集落排水事業特別会計	—	1, 773	—
温泉供給事業特別会計	—	16, 699	—
観光施設事業特別会計	—	2, 492	—

※資金不足がない場合又は剰余額がある場合は、資金不足比率はなしとなります。

平成 27 年度は 7 つの公営企業会計のうち、病院事業会計で資金の不足額が生じています。

温泉供給事業会計については、平成 21 年度に個別外部監査を経て策定した「経営健全化計画」に基づいて、計画的に資金不足を解消し、経営健全化を進めてきましたが、平成 27 年度をもって下記のように資金不足を解消することができました。

【資金不足比率の推移（経営健全化計画を策定した公営企業会計ごと）】

	資金不足比率 (上段：実績値、下段：計画値)	
	平成 26 年度	平成 27 年度
温泉供給事業特別会計	108. 8%	—
	144. 9%	—
経営健全化基準	20%	20%

【参考資料】

黒石市普通・一般会計決算の推移/基金残高/財政指標

<普通会計決算の推移>

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入総額 A	17,274,859	17,039,543	16,670,096
歳出総額 B	16,629,542	16,515,020	16,178,503
歳入歳出差引額 (A - B) C	645,317	524,523	491,593
翌年度へ繰越すべき財源 D	13,777	209,893	26,561
実質収支 (C - D) E	631,540	314,630	465,032
単年度収支 F	294,184	△ 316,910	150,402
積立金 G	200,153	325,929	164,298
繰上償還金 H	62	0	0
積立金取崩額 I	250,000	400,000	100,000
実質単年度収支 (F + G + H - I) J	244,399	△ 390,981	214,700
地方債現在高 K	16,884,446	15,838,550	14,920,503

<一般会計決算の推移>

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入総額 A	17,529,770	17,064,075	16,689,339
歳出総額 B	16,864,402	16,525,969	16,198,333
歳入歳出差引額 (A - B) C	665,368	538,106	491,006
翌年度へ繰越すべき財源 D	13,777	209,893	26,561
実質収支 (C - D) E	651,591	328,213	464,445
単年度収支 F	286,916	△ 323,378	136,232
積立金 G	200,153	325,929	164,298
繰上償還金 H	62	0	0
積立金取崩額 I	250,000	400,000	100,000
実質単年度収支 (F + G + H - I) J	237,131	△ 397,449	200,530
地方債現在高 K	16,520,446	15,526,550	14,660,503

<基金残高>

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基金残高合計	869,039	700,641	760,576
うち財政調整基金	601,344	527,273	591,571
うち減債基金	54,396	6,822	6,825
うち特定目的基金	213,299	166,546	162,180

<財政指標>

(単位：%)

財政指標名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.319	0.323	0.333
実質収支比率	6.8	3.5	5.1
経常収支比率	96.6	100.8	95.7
公債費負担比率	18.4	18.6	19.3

黒石市各会計の実質収支の推移/健全化判断比率

＜普通会計及び特別会計・公営企業会計の実質収支の推移＞

(単位：千円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 質 収 支	一 般 会 計	651,591	328,213	464,445
	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	164,065	123,524	120,545
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	8,912	4,581	2,032
	姥 懐 霊 園 墓 地 特 別 会 計	△ 20,053	△ 13,585	585
	介 護 保 険 特 別 会 計	5,738	55,222	91,855
	観 光 施 設 事 業 特 別 会 計	340	408	188
	簡 易 水 道 特 別 会 計	1,763	3,679	5,248
	温 泉 供 給 事 業 特 別 会 計	△ 44,401	△ 19,780	2,855
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	934	994	1,395
	土 地 取 得 特 別 会 計	2	2	2
	病 院 事 業 会 計 (資 金 不 足 額)	0	0	△ 116,982
	水 道 事 業 会 計 (資 金 剰 余 額)	921,389	952,526	981,616
	下 水 道 事 業 会 計 (資 金 剰 余 額)	0	0	97,945
	合 計	1,690,280	1,435,784	1,651,729
標 準 税 収 入 額 等 A	3,238,134	3,314,061	3,419,830	
普 通 交 付 税 額 B	5,421,745	5,184,400	5,169,975	
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 C	575,045	526,806	496,527	
標 準 財 政 規 模 (A + B + C)	9,234,924	9,025,267	9,086,332	

＜健全化判断比率の推移＞

(単位：%)

健全化判断比率名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	22.5	22.4	22.4
将 来 負 担 比 率	178.2	170.7	148.3

平成27年度普通会計 歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位 千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		比較 (27年度-26年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	2,954,234	17.3	2,946,061	17.7	△ 8,173	△ 0.3
2. 地方譲与税	117,222	0.7	122,773	0.8	5,551	4.7
3. 利子割交付金	5,079	0.0	4,304	0.0	△ 775	△ 15.3
4. 配当割交付金	11,484	0.1	8,099	0.1	△ 3,385	△ 29.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,777	0.0	5,674	0.0	897	18.8
6. 地方消費税交付金	391,050	2.3	630,292	3.8	239,242	61.2
7. 自動車取得税交付金	15,135	0.1	20,900	0.1	5,765	38.1
8. 地方特例交付金	9,275	0.1	10,485	0.1	1,210	13.0
9. 地方交付税	6,392,863	37.5	6,373,304	38.2	△ 19,559	△ 0.3
うち普通交付税	5,184,400	30.4	5,169,975	31.0	△ 14,425	△ 0.3
うち特別交付税	1,208,463	7.1	1,203,329	7.2	△ 5,134	△ 0.4
10. 交通安全対策特別交付金	4,266	0.0	4,569	0.0	303	7.1
11. 分担金及び負担金	302,458	1.8	273,875	1.6	△ 28,583	△ 9.5
12. 使用料	70,056	0.4	69,245	0.4	△ 811	△ 1.2
13. 手数料	89,879	0.5	91,555	0.6	1,676	1.9
14. 国庫支出金	2,817,398	16.5	2,782,364	16.7	△ 35,034	△ 1.2
15. 県支出金	1,362,007	8.0	1,290,833	7.7	△ 71,174	△ 5.2
16. 財産収入	77,589	0.5	53,005	0.3	△ 24,584	△ 31.7
17. 寄附金	2,701	0.0	2,948	0.0	247	9.1
18. 繰入金	545,703	3.2	123,242	0.7	△ 422,461	△ 77.4
19. 繰越金	645,317	3.8	524,523	3.2	△ 120,794	△ 18.7
20. 諸収入	247,150	1.5	236,745	1.4	△ 10,405	△ 4.2
21. 地方債	973,900	5.7	1,095,300	6.6	121,400	12.5
歳入合計	17,039,543	100.0	16,670,096	100.0	△ 369,447	△ 2.2
※参考						
臨時財政対策債	526,800	3.1	496,500	3.0	△ 30,300	△ 5.8
地方交付税+臨時財政対策債	6,919,663	40.6	6,869,804	41.2	△ 49,859	△ 0.7

(歳出 目的別)

(単位 千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		比較 (27年度-26年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 議会費	127,768	0.8	126,425	0.8	△ 1,343	△ 1.1
2. 総務費	1,924,412	11.6	1,663,761	10.3	△ 260,651	△ 13.5
3. 民生費	6,105,505	37.0	6,174,481	38.2	68,976	1.1
4. 衛生費	1,456,371	8.8	1,366,878	8.4	△ 89,493	△ 6.1
5. 労働費	13,439	0.1	10,957	0.1	△ 2,482	△ 18.5
6. 農林水産業費	459,608	2.8	469,271	2.9	9,663	2.1
7. 商工費	373,800	2.3	438,053	2.7	64,253	17.2
8. 土木費	1,560,586	9.4	1,231,888	7.6	△ 328,698	△ 21.1
9. 消防費	905,055	5.5	741,865	4.6	△ 163,190	△ 18.0
10. 教育費	1,225,903	7.4	1,742,019	10.8	516,116	42.1
11. 災害復旧費	132,374	0.8	22,768	0.1	△ 109,606	△ 82.8
12. 公債費	2,230,199	13.5	2,190,137	13.5	△ 40,062	△ 1.8
歳出合計	16,515,020	100.0	16,178,503	100.0	△ 336,517	△ 2.0

(歳出 性質別)

(単位 千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		比較 (27年度-26年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
I 義務的経費	8,534,675	51.7	8,632,549	53.4	97,874	1.1
1. 人件費	2,153,463	13.1	2,137,622	13.2	△ 15,841	△ 0.7
うち職員給	1,308,243	7.9	1,305,338	8.1	△ 2,905	△ 0.2
2. 扶助費	4,151,013	25.1	4,304,790	26.6	153,777	3.7
3. 公債費	2,230,199	13.5	2,190,137	13.6	△ 40,062	△ 1.8
II 投資的経費	1,247,795	7.5	1,266,101	7.8	18,306	1.5
1. 普通建設事業費	1,115,421	6.7	1,243,333	7.7	127,912	11.5
①補助事業費	544,434	3.3	829,473	5.1	285,039	52.4
②単独事業費	570,987	3.4	413,860	2.6	△ 157,127	△ 27.5
2. 災害復旧事業費	132,374	0.8	22,768	0.1	△ 109,606	△ 82.8
①補助事業費	71,600	0.4	6,185	0.0	△ 65,415	△ 91.4
②単独事業費	60,774	0.4	16,583	0.1	△ 44,191	△ 72.7
III その他	6,732,550	40.8	6,279,853	38.8	△ 452,697	△ 6.7
1. 物件費	1,404,900	8.5	1,481,057	9.2	76,157	5.4
2. 維持補修費	291,195	1.8	151,257	0.9	△ 139,938	△ 48.1
3. 補助費等	3,218,496	19.5	2,943,523	18.2	△ 274,973	△ 8.5
4. 積立金	353,195	2.1	166,766	1.0	△ 186,429	△ 52.8
5. 投資及び出資金	60	0.0	60	0.0	0	0.0
6. 貸付金	130,595	0.8	130,506	0.8	△ 89	△ 0.1
7. 繰出金	1,334,109	8.1	1,406,684	8.7	72,575	5.4
歳出合計	16,515,020	100.0	16,178,503	100.0	△ 336,517	△ 2.0

【 語 句 等 の 説 明 】

○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額。標準的な市税収入見込額の75%相当額と、譲与税などの税外収入の75%相当額（地方特例交付金など一部は100%）が普通交付税の算定に用いられます。

○基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算出したときの一般財源の額。「交付税措置」といわれるものは、主にこの基準財政需要額に算入されることです。

なお普通交付税は、基準財政収入額からこの額を差し引いた財源不足額を基礎にして交付されます。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、前述の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値をいいます。この指数が高いほど、財政に余裕があるということになります。

なお、この指数が1を上回る場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）は、普通交付税が交付されません。

○経常収支比率

人件費・扶助費・公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費・維持補修費などに使われた一般財源の額（経常経費充当一般財源）が、市税・地方譲与税・地方交付税・利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合をいいます。この比率が高いほど財政構造が弾力性を失い、硬直化している状態といわれます。

○公債費負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。この比率が15%で警戒ライン、20%で危険ラインとされています。

35